○文部科学省告示第二十七号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

文部科学大臣　高木　義明

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九九	一、〇一八	六七五	一二、四七一 （九、九五六）
				三、五四六 （一、八五八）

別表第一の一の㈠の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	三五	七〇七	一三九	六、七三九 （五、〇一九）
				一、七八〇 （六五一）

別表第一の一の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	五三四	一、七二五	八一四	一九、二一〇 （一四、九七五）
				五、三二六 （二、五〇九）

別表第一の一の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七四八	一、三六六	九八六	一四、四四七 （一一、二三八）
				三、八九一 （一、九二二）

別表第一の一の㈡の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	六九	一、四一三	二七五	九、〇二九 （六、四五三）
				二、四一七 （六五一）

別表第一の一の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	八一七	二、七七九	一、二六一	二三、四七六 （一七、六九一）
				六、三〇八 （二、五七三）

別表第一の二の㈠の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二四二	三二六	二六七	二、四七一 （九、九五六）
				三、五四六 （一、八五八）

別表第一の二の㈠の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一〇	二一三	四二	六、七三九 （五、〇一九）
				一、七八〇 （六五一）

別表第一の二の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	二五二	五三九	三〇九	一九、二一〇 （一四、九七五）
				五、三二六 （二、五〇九）

別表第一の二の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二八七	四〇七	三二三	一四、四四七 （一一、二三八）
				三、八九一 （一、九二二）

別表第一の二の㈡の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二六三	五二四	八三	六、七三九 （五、〇一九）
				一、七八〇 （六五一）

別表第一の二の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	七六二	一、一七二	四二五	一九、二一〇 （一四、九七五）
				五、三二六 （二、五〇九）

別表第一の二の㈡の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二一	三〇八	八三二	四〇五

別表第一の二の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	三〇八	八三二	四〇五	一四、四四七 （一一、二三八）
				三、八九一 （一、九二二）

別表第一の二の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九九	一、〇一八	六七五	一二、四七一 （九、九五六）
				三、五四六 （一、八五八）

別表第一の三の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二六三	五二四	六四八	六、七三九 （五、〇一九）
				一、七八〇 （六五一）

別表第一の三の表中合計の項を次のように改める。

合計	七六二	一、一七二	四二五	一九、二一〇 （一四、九七五）
				五、三二六 （二、五〇九）

別表第二の表中人件費の項を次のように改める。

人件費	教員数×八、六〇〇＋職員数×六、二〇〇			

附　則

この告示は、平成二十三年三月一日から施行する。

○文部科学省告示第二十八号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

文部科学大臣　高木　義明

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九九	一、〇一八	六七五	一二、四七一 （九、九五六）
				三、五四六 （一、八五八）

別表第一の一の㈠の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	三五	七〇七	一三九	六、七三九 （五、〇一九）
				一、七八〇 （六五一）

別表第一の一の㈠の表中合計の項を次のように改める。

合計	五三四	一、七二五	八一四	一九、二一〇 （一四、九七五）
				五、三二六 （二、五〇九）

別表第一の一の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七四八	一、三六六	九八六	一四、四四七 （一一、二三八）
				三、八九一 （一、九二二）